2026 年 10 月 1 日

## 保護者の皆さまへお子様の医療同意に関するお願い

静岡県立こども病院　院長

平素より当院の診療にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。2026 年 4 月施行の民法改正により、離婚後においても父母双方を親権者とする共同親権を選択できる制度が導入されました。これを踏まえ、当院における未成年の患者さんに対する医療同意の取扱いについて、下記のとおりご理解とご協力をお願い申し上げます。

未成年の患者さんに対する医療行為については、原則として親権者の同意が必要です。当院では、受診や入院、手術その他の治療に先立ち、どなたが親権者であるかを確認させていただく場合があります。離婚後に共同親権を選択されている場合を含め、親権の内容や監護の状況に応じて、必要な確認をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

**【当院における医療同意の基本的な考え方】**

- 日常的な診察や侵襲度の低い治療については、受診に付き添われた親権者お一人の同意により対応できる場合があります。
- 輸血、血液製剤の使用、麻酔を伴う検査その他これに準ずる中等度以上の侵襲を伴う治療については、原則、親権者双方の同意をお願いします。事情によっては親権者お一人の同意により対応できる場合があります。
- 手術、抗がん剤治療その他お子さんの身体への負担が大きい医療行為については、原則として親権者双方の同意をお願いしております。
- 緊急に医療を行う必要がある場合には、お子さんの利益を最優先に、法令および院内の定めに従って対応いたします。
- 当院では、親権者の同意に加え、お子さんの年齢や発達の程度に応じて、ご本人にも説明を行い、可能な限りご本人の意思を尊重するよう努めます。

共同親権の場合には、婚姻中・離婚後を問わず、お子さんの治療に関する重要な説明や同意について、父母間で十分に情報共有していただくようお願いいたします。父母がそろって説明を受けることが難しい場合には、状況に応じて別々にご説明することもありますが、当院の職員が親権者に代わってもう一方の親権者へ連絡や調整を行うことはできません。なお、重要な治療方針に関する説明や同意取得については、十分な説明時間を確保し、安全な医療提供を行うため、緊急の場合を除き、夜間・休日には行っておりません。また、重要な治療内容に関する説明を電話で行っておりませんので、あらかじめご了承ください。また、父母間で治療方針について意見が一致しない場合には、必要に応じて治療開始までにお時間をいただくことがあります。保護者の皆さまにおかれましては、お子さんにとって最善の医療を円滑に提供するため、本趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら、担当医または患者相談窓口までお申し出ください。